

令和5年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取組みについて

令和3年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和6年4月施行）に合わせ、「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちを作る条例（以下、「条例」という。）」を令和5年10月1日に改正。

「事業者による合理的配慮の提供」を義務化。

1. 相談体制の整備等

（1）相談体制

①各区障害高齢課及び宮城総合支所障害高齢課に差別相談を含む総合相談に対応する相談員を配置（各1名）

②仙台市障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル（24時間毎日受付）で受付

【相談件数】

（単位：件）

	福祉サービス	医療	商品・サービスの提供	教育	雇用	建物・公共交通機関	不動産の取引	情報提供・意思表示	その他	合計
H28年度	7	3	15	2	17	22	9	10	11	96 (96)
H29年度	7	5	14	3	8	17	9	9	4	76 (71)
H30年度	15	5	9	1	12	14	6	16	4	82 (75)
R1年度	23	6	17	2	16	6	4	12	0	86 (84)
R2年度	17	2	5	0	19	8	2	12	0	65 (63)
R3年度	6	4	13	1	6	0	2	1	0	33 (33)
R4年度	12	4	15	0	5	3	7	2	0	48 (46)
R5年度	4	3	17	1	8	15	5	2	0	55 (54)
R5-R4増減	▲8	▲1	2	1	3	12	▲2	-	-	7 (8)

注1) 相談者が直接の対応を望まない相談、差別にはあたらないと思われる事案等も含む。

注2) 生活分野の重複含む。合計の（ ）内の数字が実数。

【障害種別】

（単位：件）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他・不明等	合計
H28年度	52	5	32	10	99 (96)
H29年度	38	7	24	9	78 (71)
H30年度	28	6	32	19	85 (75)
R1年度	26	7	31	29	93 (84)

R2 年度	21	10	19	20	70 (63)
R3 年度	11	4	14	8	37 (33)
R4 年度	10	6	20	13	49 (46)
R5 年度	20	1	20	17	58 (54)
R5-R4 増減	10	▲5	-	4	9(8)

【相手方への対応状況】

(単位:件)

	連絡・調整あり	連絡・調整なし	合計
H28 年度	44	52	96
H29 年度	24	47	71
H30 年度	17	58	75
R1 年度	19	65	84
R2 年度	16	47	63
R3 年度	11	22	33
R4 年度	17	29	46
R5 年度	15	39	54
R5-R4 増減	▲2	10	8

※R5 年度は相手方への連絡・調整ありの事案 15 件中、事実確認等の結果、障害を理由とする不当な差別的取扱いと考えられる事案は 3 件、合理的配慮の不提供と考えられる事案は 2 件。

(2) 仙台市障害者差別相談調整委員会

障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図るため、条例第 20 条に基づき設置。
令和 5 年度の調整委員会への申立事案 0 件。

①令和 5 年度の日程・内容

開催日	主な議題等
1 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の改正内容及び改正後の取組みについて ・令和 4 年度及び令和 5 年度における障害者差別解消条例に係る取組みについて ・令和 4 年度及び令和 5 年度上半期における障害者差別に関する相談状況等について

(3) 仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会

障害者の差別解消・虐待防止に関する相談対応等をはじめ、障害者の権利擁護に携わる関係機関のネットワークを構築し、相互に連携して障害者の支援を適切に進めるための体制づくりを図る。

①日程・内容

開催日	主な議題等	参加者
2月5日	・差別解消・虐待防止に係る本市の各種取組み状況の共有 ・「連携の強化」及び「対応力の向上」を図るためのグループワークを実施	25名

②構成機関

分野	構成機関
権利擁護	仙台法務局（人権擁護部）、宮城県障害者権利擁護センター、仙台人権擁護委員協議会
労働関係	宮城労働局（職業対策課、ハローワーク仙台）
当事者	仙台市障害者福祉協会、仙台市知的障害者関係団体連絡協議会、仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、宮城県患者・家族団体連絡協議会
地域福祉	仙台市社会福祉協議会（まもりーぶ仙台）、仙台市民生委員児童委員協議会
教育関係	教育委員会（特別支援教育課）
障害福祉	各区・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課、障害企画課、障害者支援課、障害福祉サービス指導課、障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センター、委託相談支援事業所

2. 普及啓発・理解促進等に関する主な取組み

(1) 障害理解サポーター事業

事業者や市民を対象とした障害理解の研修を実施し、障害に関する良き理解者としてのサポーターを養成する。また、講師養成のため、障害当事者講師向けの研修を実施。

主な実施企業・団体	参加者
(株)サンテック スミールステッド太白、宮城交通(株)仙台市霞の目受託営業所、クラシタス株式会社、宮城交通株式会社 仙台市東仙台受託営業所、宮城交通株式会社 仙台市泉営業所野村車庫、宮城交通株式会社 仙台市泉営業所、宮城交通株式会社 仙台市仙台南営業所、株式会社セノン地下鉄事業部、みやぎ生協こ～ぷくらしの助け合いの会、仙台市沖野老人福祉センター、合同会社ふくまる、株式会社なでしこ、フレッシュネス南中山、国見地域包括支援センター、株式会社七十七銀行、宮城交通株式会社 仙台市仙台営業所、一般社団法人 いろのは、東北外語観光専門学校、尚絅学院高等学校総合進学コース、仙台医療福祉専門学校、仙台青葉学院短期大学、仙台白百合女子大学 人間学部人間発達学科、上杉地区民生委員児童委員協議会、仙台市社会福祉協議会、東北運輸局、若林地区民生委員児童委員協議会、仙台市シルバーセンターせんだい豊齢学園、西多賀地区社会福祉協議会、ハートフル松陵地区社協部会（順不同）	849名

(2) 【新規】当事者アドバイザー派遣制度

障害のある当事者の方が、仙台市内の各企業の店舗などへ出向き、提供が義務化された「障害のある方への合理的配慮」についてアドバイスを行う。

(令和5年10月1日より条例の改正に合わせて制度開始)

実施日時	実施事業者の業種	アドバイザーの障害種別
令和5年11月13日	貸会議室の管理事業	肢体不自由（車イスユーザー）

(3) ワークショップ「ココロン・カフェ」の開催

障害のある人もない人も暮らしやすい社会の実現を目指し、誰でも参加することができる市民向けワークショップを実施。

日付	テーマ	参加者
令和5年11月11日	「障害のある人への合理的配慮の提供」について	23名
令和6年1月14日	子どもの障害理解について	23名

(4) 中高生向けワークショップ「ココロン・スクール」

学生の障害理解促進を目的とし、障害のある方からの講演等を実施。

(令和6年度以降は「障害理解サポーター養成研修」に統合し、対象を小中学生まで拡大して実施予定)

開催日	学校名	参加者
令和5年11月10日	仙台市立茂庭台中学校	46名
令和5年11月15日	仙台市立向陽台中学校	123名
令和5年12月13日	仙台市立桜丘中学校	98名
令和6年2月15日	仙台市立八乙女中学校	152名

(5) 福祉まつり「ウエルフェア 2023」

日時・場所	内容	来場者
令和5年10月1日 勾当台公園、一番町 四丁目買物公園	障害者グループなどによるステージ発表、作品展、ふれあい製品の展示・販売、障害者スポーツ体験、パンチラリー	10,000名
令和5年12月3日 仙台市福祉プラザ 2階ふれあいホール	○障害者週間記念式典 「心の輪を広げる体験作文」、「障害者週間ポスター」コンクール、書道・写真・絵画コンクール入賞者表彰 ○障害者スポーツに関するシンポジウム「スポーツまちづくりトーク 2023—東京 2020 パラリンピック後のパラスポーツの現状とこれから—」 ・基調講演①「シッティングバレーボール（座位）の現状とこれから」 ・基調講演②「パラ陸上の現状とこれから」 ・パネルディスカッション「東京 2020 パラリンピック後のパラスポーツの現状とこれから」	約200名

(6) 市民協働事業 手話ソングワークショップ「バリコミュ・シュワッチ・クラブ」

令和4年度に続き、児童館に通う児童等を対象とした手話のワークショップを実施。児童館、子ども食堂等で計10回開催し、463名が参加した。

日時	場所	参加者
令和5年7月27日	荒巻マイスクール児童館	80名
令和5年8月2日	八本松児童館	93名
令和5年11月11日	仙台市生涯学習支援センター	17名
令和5年11月13日	芦の口児童館	35名
令和5年11月18日	子ども食堂 おかえり	20名
令和5年12月26日	黒松児童館	86名
令和5年12月27日	八乙女児童館	50名
令和6年1月5日	荒井児童館	33名
令和6年2月24日	立町マイスクール児童館	23名
令和6年3月15日	錦ヶ丘児童館	26名

(7) 障害者スポーツを通じた理解の促進

障害者スポーツの体験会などを通して、障害のある方もない方も、共に楽しみ、競い合いながら、理解を深めることに努めている。

ウエルフェアスポーツ

障害者週間にあわせ、様々な障害者スポーツの体験ができるスポーツイベントを開催した。市民に競技を知ってもらい、楽しさを体験してもらうだけでなく、障害のある方との交流の場となっている。(日時：令和5年12月9日 参加人数：284名)

(8) 障害者差別解消に関する研修講師等派遣

各種団体等における障害者差別解消に関する研修会に講師として職員を派遣した。

日時	団体等	参加者
令和6年3月13日	児童館特別支援コーディネーター養成研修	26名

※障害企画課において対応したものを掲載。

(9) ヘルプマーク等の周知

内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるヘルプマークの配布、及び周知啓発を行った。

① ヘルプマークの配布

- ・配布場所 区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課、障害者総合支援センター(ウエルポートせんだい)、精神保健福祉総合センター(はあとぽーと仙台)、北部発達相談支援センター(北部アーチル)、南部発達相談支援センター(南部アーチル)、市立病院総合サポートセンター、各障害者福祉センター、地下鉄南北線泉中央駅・勾当台公園駅・仙台駅・五橋駅・長町南駅、地下鉄東西線八木山動物公園駅・仙台駅・薬師堂駅

- ・配布個数 4,387個(令和5年度実績)

② ヘルプマーク等の周知

- ・バス、地下鉄の優先席にヘルプマークステッカーを設置
- ・地下鉄車両等にヘルプマークに関するポスターを設置
- ・広報誌、Webページへの記事掲載

(10) 【新規】合理的配慮の提供に係る補助金

仙台市内でイベント等を開催する事業者等を対象に、障害のある方へ合理的配慮の提供を支援するため、「意思疎通支援者等の派遣費用の一部」を補助。

(令和5年10月1日より条例の改正に合わせて制度開始)

補助金活用団体	申請件数	補助総額
にじいろ CANVAS、みやぎにじいろパレード実行委員会、優生手術被害者とともに歩むみやぎの会、「ただいま、つなかん」自主上映会実行委員会	4件	88,000円

(11) Web を活用した広報の実施

10代～30代の若年者を対象として、障害のある方がそれぞれの活動に取り組む思いや、その活動を推進・支援する方の思いを取材した記事を掲載した障害理解情報サイトを公開し、併せてサイトへ誘導するWeb広告を実施。(広告表示回数:2,244,680回、広告クリック数:16,006回、サイト閲覧数:19,401回)



◀ 障害理解情報サイト
二次元コード

(12) 障害理解啓発各種パンフレットの配布

障害者差別解消法及び条例の改正を踏まえ、仙台市障害のある方の困りごとや必要な配慮等を掲載した各種パンフレットを増刷・配布した。

・主な配布場所

各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課、障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)、精神保健福祉総合センター(はあとぼーと仙台)、北部発達相談支援センター(北部アーチル)、南部発達相談支援センター(南部アーチル)、地下鉄南北線各駅、地下鉄東西線各駅等



◀ 各種パンフレット
二次元コード

(13) 条例改正に伴う各種取組み

- ・イベント主催者を対象とした合理的配慮提供に係る補助金の開設(上記項目(10))
- ・市営地下鉄仙台駅への広告掲出
- ・市政だより、経済団体広報誌、地方新聞広告などを活用した周知
- ・合理的配慮に関する事業者向けパンフレット等の作成、関連団体や町内会への配布
- ・各イベントにブースを出展し、各種パンフレットの配架、及び障害理解情報サイトの二次元コードを掲載したポケットティッシュの配布等の実施(下記項目(14))。



▲ 事業者向け
「合理的配慮」
パンフレット
二次元コード



(14) イベントへのブース出展

各イベントにブースを出展し、各種パンフレットの配架、及び特設サイトの二次元コードを掲載したポケットティッシュの配布等を行った。

日付	イベント名
令和5年10月1日	福祉まつり「ウエルフェア2024」
令和5年11月3日	青葉区民まつり
令和5年12月1日～ 令和5年12月4日	特別支援教育フェスティバル

3. 庁内体制の整備等

(1) 障害を理由とする差別の解消に関する庁内研修会

日程	研修内容	参加者
令和5年4月10日～ 令和5年4月13日	新規採用職員研修 ○対象：令和5年度仙台市新規採用職員 ○内容： ・障害を理由とする差別と市職員に求められる対応について ・障害者への配慮について（障害当事者の講話）	292名
令和6年3月1日～ 令和6年3月29日	障害理解促進・差別解消研修 ○対象：窓口等職員を含む全職員 ○内容： ・障害とは、障害者とは ・障害を理由とする差別を理解する ・人によって状況が異なることを理解する ・業務を行う際に心がけていただきたいこと ・庁内の合理的配慮の提供、環境の整備の事例 ・まとめ（障害のある方への対応の基本）	書面開催

(2) 市が実施する事業に対する手話通訳等の情報保障の実施

平成28年4月1日に施行した仙台市職員対応要領に基づき、市民向けに実施する事業等における、手話通訳や要約筆記等による情報保障を実施した。

（手話通訳者派遣 23件、要約筆記者派遣 7件）

※障害企画課が支出したものに限り掲載している。

(3) タブレットによるコミュニケーション支援

障害企画課、各区障害高齢課、宮城総合支所障害高齢課に設置しているタブレットにより、スカイプ（テレビ電話）を通じた遠隔手話通訳や、タブレットにインストールした音声文字化アプリケーション（UDトーク）によるコミュニケーション支援を行った。

（遠隔手話通訳 23件、UDトーク 120件）